

*譲渡ボランティアの登録基準

<p>共通事項</p>	<p><input type="checkbox"/>センターの譲渡事業に協力し、新たな飼主探しを積極的に行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>活動趣旨が、センターの実施する譲渡事業の趣旨と合致していること。</p> <p><input type="checkbox"/>譲渡動物の保管にあたっては、適正に飼養できる環境を有し、近隣の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがないこと。また、必要に応じて獣医師の治療を受けさせること。</p> <p><input type="checkbox"/>狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律その他関連法令等を遵守していること。</p> <p><input type="checkbox"/>新たな飼主へ譲渡動物を譲渡するに当たっての取り決めに記載した書類をセンターに提出すること。</p> <p><input type="checkbox"/>譲渡動物に関して金銭を徴収する場合は、その内訳及び用途を収支報告等によりセンターに提出すること。</p>
<p>団体</p>	<p><input type="checkbox"/>ボランティア譲渡の際に窓口となる指定メンバーを定めること。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者、指定メンバー及び飼養施設の管理責任者は、成人であること。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者及び指定メンバーは、一般譲渡における飼主になるための要件及び飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p><input type="checkbox"/>飼養施設の管理責任者は、譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者及び指定メンバーは、新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p><input type="checkbox"/>団体名、代表者氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p><input type="checkbox"/>指定メンバーは、センターが実施する講習会を受講していること。</p>
<p>個人</p>	<p><input type="checkbox"/>成人であること。</p> <p><input type="checkbox"/>一般譲渡の飼主の要件及び飼主の遵守事項を理解していること。</p> <p><input type="checkbox"/>譲渡動物を適正に取り扱う経験又は技能があること。</p> <p><input type="checkbox"/>新しい飼主に対して、譲渡動物を適正に飼養するために必要な知識を教示できること。</p> <p><input type="checkbox"/>氏名及び活動拠点を公表することに同意できること。</p> <p><input type="checkbox"/>センターが実施する講習会を受講していること。</p>